環境県民局 資料	Ｎｏ．１

令和８年 11 月 19 日
課　名　環境県民局文化芸術課
担当者　課長　山中
内　線　2718

広島県縮景園及び広島県立美術館に係る指定管理者の候補者の選定について

広島県縮景園及び広島県立美術館の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会文化部会（以下「文化部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

１　指定管理者候補者

候　補　者	イズミテクノ・廣島緑地建設・広田造園共同事業体
代　表　者	代表取締役　本田　雅彦
住　所	広島県広島市西区商工センター２丁目３番１号
指定期間	令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日（予定）
申請提案額	１，６２２，５００千円（予定）

【選定理由】

文化部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。
選定の主な理由として、指定管理者の候補者は、

・『Ⅲ 維持管理水準の妥当性』では、長い間縮景園に携わってきた経験を最大限に生かし、伝統的な技術を駆使して縮景園の文化的価値の維持・管理・継承を行う提案
・『Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性』では、申請者の安定した財務状況や効率的な組織体制
・『Ⅴ 申請者の取組姿勢』では、県と連携協力して運営を行い、地域の活性化や県民サービスの向上に向けて取り組む姿勢

などが、優れていると評価された。

２　施設の概要

所　在　地	【広島県縮景園】広島県広島市中区上幟町２番１１号 【広島県立美術館】広島県広島市中区上幟町２番２２号
施設の設置目的	【広島県縮景園】名勝庭園を保存し、その活用を図り、もって県民福祉の増進に資する 【広島県立美術館】美術に関する県民の知識及び教養の向上に資する
現指定管理者	イズミテクノ・廣島緑地建設・広田造園共同事業体

３　応募者

応　募　者　名	所　在　地	代　表　者　名
イズミテクノ・廣島緑地建設・広田造園共同事業体	広島県広島市西区商工センター２丁目３番１号	本田　雅彦
株式会社イズミテクノ	広島県広島市西区商工センター２丁目３番１号	本田　雅彦
廣島緑地建設株式会社	広島県広島市安佐南区伴南５丁目５番１５号	小西　皓
株式会社広田造園	広島県広島市西区己斐上１丁目１４番３号	廣田　昭
株式会社冨山学園	広島県広島市中区大手町３丁目８番５号 エイトバレー大手町８階	冨山　太朗

４　広島県縮景園及び広島県立美術館指定管理者選定状況

（１）文化部会委員

部　会　長	山中　ゆかり（広島県文化芸術課長）
委　　員	安間　拓巳　（比治山大学現代文化学部教授・広島県博物館協議会会長） 宇根元　茂　（広島県立美術館友の会事務局長） 越智　ようこ（広島県縮景園友の会副会長） 西郷　紀子　（西郷紀子社会保険労務士事務所　社会保険労務士） 中川　隆喜　（アイル監査法人 公認会計士） 野村　勘治　（作庭家・庭園監修者（県指定）） ※ 委員の順番は５０音順

（2）審査基準及び結果等

両施設のさらなる賑わいを図るため、一体管理の強みを活かした利用促進策や新たなイベント提案が求められることから「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」に重点を置き、縮景園の名勝庭園としての価値の維持・公開・活用、および美術館の重要美術品の適切な管理が必要なことから「Ⅲ 維持管理水準の妥当性」にも重点を置いて審査を行った。

審 査 基 準	審 査 の 項 目	配点 ウエイト	応 募 者 (※応募者名は３のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	・開園（館）時間、休園（館）日などは利用者ニーズに的確に応えたものか。 ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込か。 ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか。 ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制、日常的な危機管理方法等を含む）。 ・縮景園・美術館の連携について隣接したメリットを生かした魅力的な提案がなされているか。 ・利用料金の設定は適切か。	15	11.6	○他の公共施設の運営ノウハウがあり、経費削減や県民の利便性向上に向けた取組を積極的に提案している点が評価された。 ○オンラインチケットの導入については、利用者に配慮した良い取組と評価された一方、紙でのチケット販売についても継続してほしいという意見があった。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か。 ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか。 ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか。 ・県施策への協力等に係る考え方はどうか。 ・特定の者等に有利な利用とならないか。	20	13.1	○広島市等との連携について評価された。 ○利用者の目標設定や利用促進策に具体性が乏しいという意見があった。

Ⅲ　維持管理水準の妥当性	・植栽・池水管理は仕様書基準を満たしているか。 ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか。 ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか。 ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか。 ・植栽管理業務の実績やノウハウを有しているか。 ・庭園管理技術者の育成、確保について適切な提案がなされているか。	20	16.0	○庭園の保護を踏まえた目標を設定しており、施設保全を考慮している点が評価された。
Ⅳ　申請者の経営状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か。 ・財務状況は健全か。 ・不測の事態への対応（保険等）はどうか。 ・個人情報の取扱が適切に行えるか。 ・県との連携、協働体制に係る考え方は適切か。 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか。 ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか。 ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か。 ・有資格者、経験者の配置状況は適切か。	15	12.0	○効率的な運営に向けて、夜間警備対応などの積極的な提案がなされており、課題認識を持って現状の改善を行う姿勢が評価された。
Ⅴ　申請者の取組姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか。 ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか。 ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか。	10	8.0	○地元企業との協力を考えた提案内容が評価された。

Ⅵ 申請提案額 （金額評価）	最低提案金額　÷　申請者の提案金額　×　10 （※ 小数点第１位まで求める。小数第２位切捨て） （指定管理期間の全体額（５年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10	10.0	○基準の範囲内であった。
Ⅶ 申請提案額の実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか。 ・経費の効率化の方策の内容は妥当か。 ・収支計画書の内容は適切か。	10	7.1	○物価や人件費高騰の事情はあるが、事業計画として問題ないと評価された。一方で、計画の立て方に粗さがみられるという意見もあった。
合　　計　　点　　数		100	77.9	

※本結果は、７名の委員の平均点によるものである。